

協働のまちづくりに向けた企画・運営支援業務委託仕様書

1 業務委託の目的

現在、本町では、行政の施策をより身近に感じるよう、わかりやすい情報の提供と公開を進め、さらに、住民自らが自主的、主体的にまちづくりへ参画できるようにし、住民と行政とが協働でまちづくりを進めるシステムを構築する必要があると考えている。

これを推進するため、「北広島町まちづくり基本条例」を制定し、平成29年2月より施行している。

そこで、「北広島町まちづくり基本条例」の普及と条例に基づく協働のまちづくりに向けた企画・運営支援を行うことにより、協働のまちづくりに対する住民・職員への意識醸成やその手法の習得につなげ、協働のまちづくりの一層の促進を図ることを目的とする。

2 業務委託の概要

本業務委託は、「北広島町まちづくり基本条例」に基づいた協働のまちづくりを行うため、研修・ワークショップ等を行うとともに、地域ビジョン策定の支援を行い、協働のまちづくりへの住民・北広島町地域協議会（旧町単位／4団体）・職員等の参加意識を醸成するものである。

3 業務委託内容

- ① 北広島町が策定する「協働のまちづくり行動計画」への支援
 - ・②～④の事業実施によって導かれた課題と目標の整理、新たな行動の提案
 - ・「行動計画」素案に係る構成の支援（デザイン、レイアウト、イラストの挿入等）
- ② 協働のまちづくりや「北広島町まちづくり基本条例」の普及・啓発のためのワークショップ企画・運営（資料作成及び内容とりまとめ含む）【住民対象】
 - ・住民や住民が組織する団体等に対する普及・啓発及びそれに係る媒体等の作成
- ③ 地域ビジョン策定支援【北広島町地域協議会対象（旧町単位／4団体）】
 - ・各地域協議会における地域ビジョン策定に向けた研修等の企画・運営（資料作成及び内容とりまとめ含む）
- ④ 協働のまちづくりを推進するための職員研修【町職員対象】
 - ・職員アンケートの実施による職員の意識と地域活動への参加状況等の把握と分析
 - ・研修カリキュラムの企画・準備、研修会の運営（資料作成及び内容とりまとめ含む）
- ⑤ 北広島町ホームページを活用した効率的・効果的な情報発信手法の提案
- ⑥ その他
 - ・全体報告書の作成、提出
 - ・各実施業務のスケジュール作成及び進行管理
 - ・上記①～⑤以外で協働のまちづくりを推進するための提案

4 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

5 業務委託予定価格

7, 100, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 成果品

- ・研修会・ワークショップ開催報告書、全体報告書等
- ※ 提出内容、様式、方法等については協議する。

7 納品日

平成30年3月31日

8 納品場所

北広島町役場 企画課 地域振興係

9 業務委託の実施

- ① 本件業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- ② 受託者は、本件業務について、機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- ③ 協働のまちづくりに必要な情報を自主的に収集、報告し、北広島町に対して有益な提案を積極的に行うこと。
- ④ 本件業務の実施にあたっては、本町担当職員と十分に協議するとともに、業務進行状況の報告を行うこと。
- ⑤ 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、業務上、受託者の不注意により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- ⑥ その他、業務委託内容の効果的な実施のために必要な事項については、北広島町と受託者により十分協議した上、定めることとする。